

地区計画ガイド イータウンかなざわ地区

名 称		イータウンかなざわ地区 地区計画		
位 置		金沢市磯部町、乙丸町及び高柳町の各一部		
面 積		約 5.0 ha		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、金沢市の市街地の北側に位置し、JR金沢駅、東金沢駅及び北陸自動車道金沢東インターが近接しているなど、交通利便性が高い地区となっており、主要道路の沿道は既に商業を主とした市街地が形成されている。</p> <p>本計画において、区域の中央には南北方向に区画幹線道路(幅員 9.0m)を、区域東側には、東西方向に区画街路(幅員 7.0m)を設け、商業施設の立地を軸とした全3街区を配置し、周辺市街地と調和を図り、計画的かつ健全な市街地を形成することを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	拠点サービス地区 A	拠点サービス地区 B	
		<p>周囲の交通利便性を生かした商業施設を主としたエリアとし、周辺地区との調和を図り、ゆとりある土地利用を図るものとする。</p>	<p>商業施設としての店舗等のほか、居住施設の建設が可能な地区とし、商業と居住の調和に配慮した土地利用を図るものとする。</p>	
建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、ゆとりある健全な商業地形成を行うため、土地利用方針に基づく街区形成が図られるよう、建物等の用途制限、壁面位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限等を行い、魅力的な商業地が形成されるよう誘導する。</p>			
地区整備計画	地区の細区分	名称	拠点サービス地区 A	
		面積	約4.0ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等は、建築してはならない。</p> <p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) 自動車教習所、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(3) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) カラオケボックス(コンテナに類する形状のものに限る。)</p> <p>(5) 建築基準法別表第2(ぬ)項第3号及び第4号に掲げる建築物</p> <p>(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>	
		住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿		
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地若しくは水路の境界線までの距離の最低限度は、1.0mとする。</p>	
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1. 建築物等の色彩は、原色を避け、幹線道路の沿道施設及び周辺の街並みに調和したものとし、景観形成上支障がないものとする。</p> <p>2. 外壁及び屋根の色彩は、マンセル表色系で別表に掲げるものとする。</p> <p>3. 屋外広告物等は自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障がないもので、表示面も含め壁面後退部分に設置しない。</p>	
垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.1m以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの(透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.1m以下のものに限る。)</p>			
理 由	<p>周囲の環境と調和したゆとりある商業を中心とした地区の形成を行い、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。</p>			

●イータウンかなざわ地区 地区計画は、平成22年7月1日に都市計画決定し、平成28年6月23日及び平成30年4月1日に一部変更しました。

別表

外壁

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
白	N	9以上	—
グレー等	N	4～8	—
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7	2以下
	2.5YR、5YR	3～7	4以下
	7.5YR、10YR、2.5Y	4～6	6以下
		3, 7	4以下
	5Y	3～7	3以下
7.5Y、10Y	3～7	2以下	
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー、茶等を参考	
	その他	4～6	2以下

屋根

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
黒	N	3以下	—
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	—
茶	5R	4以下	3以下
	YR	6以下	4以下
濃茶	5YR	4以下	3以下
濃緑	2.5G	3以下	4以下
濃紺	2.5B	3以下	4以下

※表は JIS Z8721 によるマンセル値

イータウンかなざわ地区 地区整備計画 色彩の基準の説明

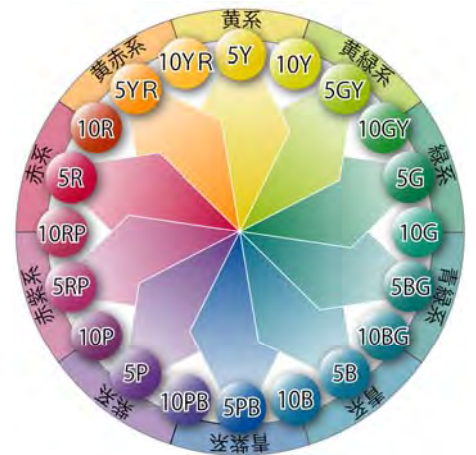
地区整備計画における建築物等の外壁や屋根の色彩基準では、JIS規格に採用され（JIS Z 8721）色彩の国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」は、1つの色について赤や青などの色合いを示す「色相」、明るさを示す「明度」、鮮やかさを示す「彩度」の3つの属性の組み合わせにより数値として示すものです。

● 「色相 (Hue)」とは？

- ・赤、青といった「色合い」を表します。
- ・マンセル表色系では、10種の基本色「黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、赤(R)、黄赤(YR)」とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、5Y、10Rなどのように表記します。また、10RはOYRと同意です。

■ マンセル色相環



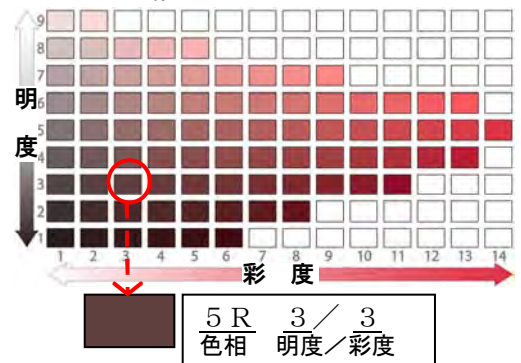
● 「明度 (Value)」とは？

- ・色の明るさを表します。
- ・明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

● 「彩度 (Chroma)」とは？

- ・色の鮮やかさを表します。
- ・色みの無い濁った色ほど数値が小さく、白・グレー・黒などの無彩色は0となります。鮮やかな色ほど数値が大きくなり、最も鮮やかな彩度の値は色相によって異なります。

■ 5Rの色相



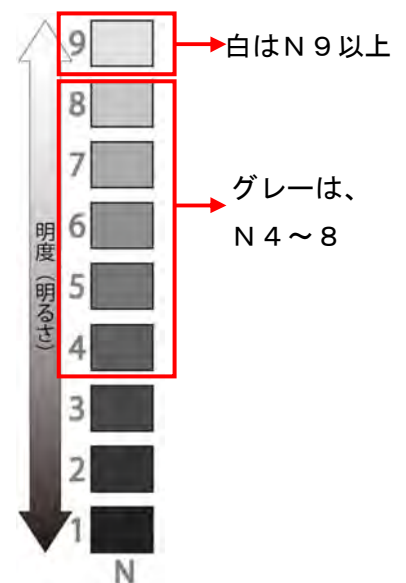
● マンセル値

- ・マンセル表色系の「色相・明度・彩度」を組み合わせることで表記したものが「マンセル値」です。
- ・「5R3/3」は、5アール、3の3と読みます。

● 地区整備計画の色彩基準

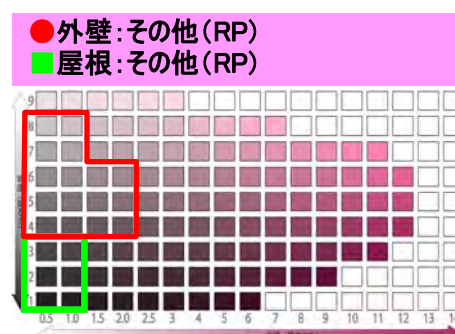
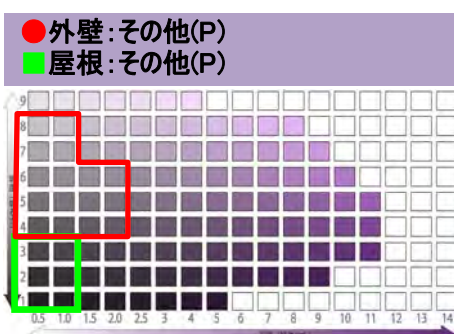
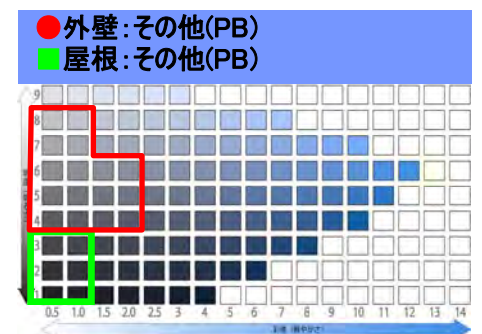
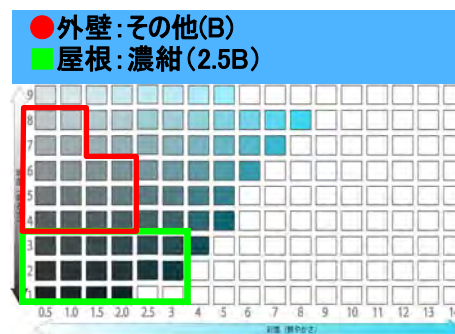
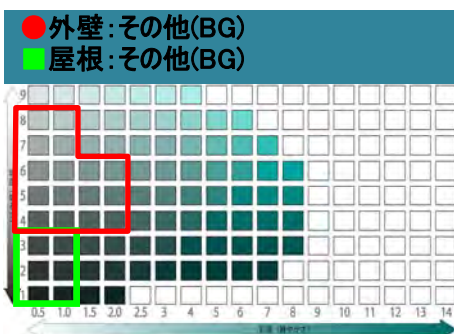
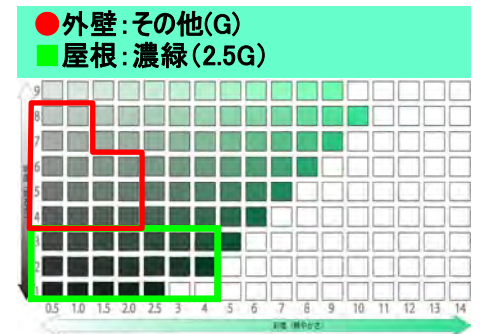
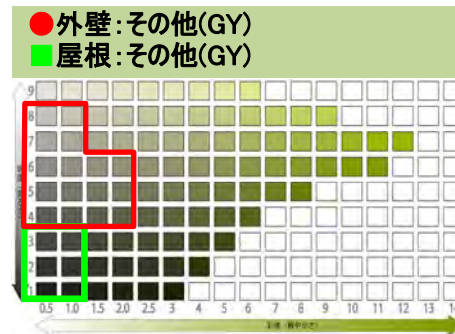
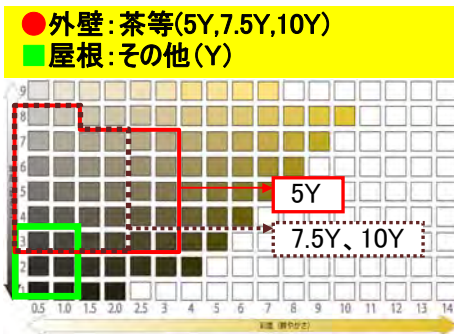
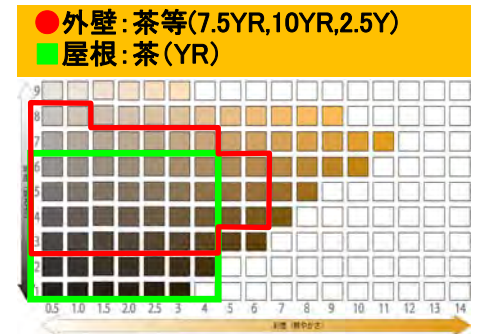
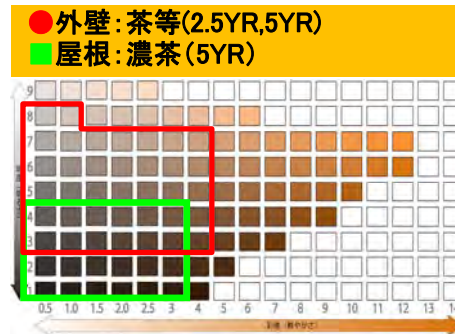
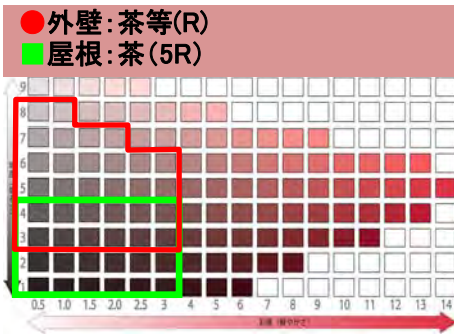
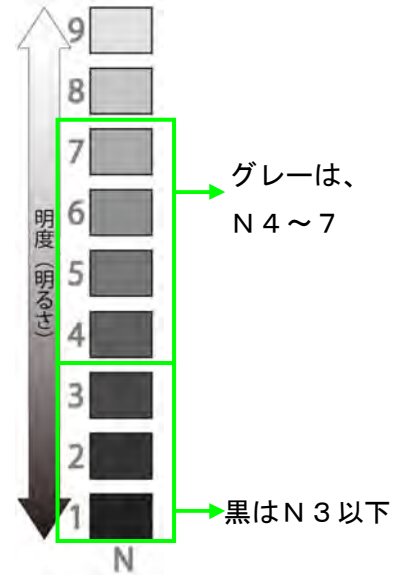
① 外壁の色彩基準

色	マンセル値		
	色相	明度	彩度
白	N	9以上	
グレー等	N	4～8	
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7	2以下
	2.5YR、5YR	3～7	4以下
	7.5YR、10YR、2.5Y	3、7	4以下
	5Y	3～7	3以下
	7.5Y、10Y	3～7	2以下
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー・茶等を参考	
	その他	4～6	2以下



②屋根の色彩基準

色	マンセル値		
	色相	明度	彩度
黒	N	3以下	1以下
	その他	3以下	
グレー	N	4～7	
茶	5R	4以下	3以下
	YR	6以下	4以下
濃茶	5YR	4以下	3以下
濃緑	2.5G	3以下	4以下
濃紺	2.5B	3以下	4以下



色彩基準では、建築物等の外壁と屋根について、色相毎に使用できる範囲を定めています。

外壁には□の範囲内の色彩、屋根には■の範囲内の色彩のみ使用できます。

※図版の色彩は印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合がありますのでご注意ください。